

煙台国際ホールディングス・ジャパン株式会社
許可番号：27－ユ－303753

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社以後1ヶ月未満の場合は紹介手数料の80%を返還するものとする
- (2) 入社以後1ヶ月より3ヶ月以内の場合は紹介手数料の50%を返還するものとする

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上